特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鬼北町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態 を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鬼北町長

公表日

平成28年8月19日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	介護保険に関する事務					
②事務の概要	介護保険法に基づき、要介護(要支援)状態の被保険者へ必要な保険給付を行うとともに、被保険者に対する保険料の賦課徴収を行っている。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務・被保険者証又は認定証に関する事務・介護給付、予防給付の支給に関する事務・勇介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査とは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査とは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事務・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務					
③システムの名称	 介護保険システム 収納消込システム 滞納整理システム ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 中間サーバ 					

2. 特定個人情報ファイル名

資格ファイル、認定ファイル、受給ファイル、給付ファイル、賦課ファイル、収滞納ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条、第19条及び別表第一(68の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条

4. 情報提供ネットワークシ	ステム	による情報	連携	
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない
				3) 未定
②法令上の根拠	(1:報1:第一項:をに:れる:の第:に保項:れる:法「給:一欄に:す情よ:いの(:又:給2で号第表17第一条)第行規第て給第支百第よに(第て給第律補付等項(規第る報る第る支別第は第、定)1表三がの三項第 三う定三い付率給二率 る関1 に付三に付の三に特定主他)医三者給資本地中地行め 条準 に対する (1) を (1) を (1) を (2) を (3) を (3) を (3) を (4) を (育闌含頁闌(一 闌こす闌るの闌を十闌給すの闌るの闌よ呆支闌規定す闌のこ療闌」に有闌域闌域女る 、二情ま)信同項 情とる情者支情行八情付る項情者支情る健給情定個る情法原に情項関ニ情支情支持事 2に報れ 報第の 報さ他報の給報う条報の法)報の給報医及に報す人他報令子関報項すに報援報援に務 条け提項 提邦規 提れの提項に提とに提支律 提項に提療び関提る情の提に爆す提うるけ照事照事に及 、け提項 提再規 提れの提項に提とに提支律 提項に提療が関提る情の提に爆す提うるけ照事照事お及 、る供(1 供正) 供い会業の関供と規供給第 供の質無関件に精す供他と選供と弾給供も情も会業会業けが 第る供(1 供正) 供い会業の質供と規供給第 供の資料関係に対して	情者、 者けこ 者る行者が定者行す 者う「者す」であるのにはおいまり情者の者のる情 条報が2、が条り が者よが、情がてるがう十 が、情がる害報が律感よが療爆のが四が報が実が施定を 第提「3、「第通 「のる「第報「いる「こ七 「第報「給者」をに染る「に者支「欄含照「施「施定定 第供市、 市三知 国可給健四」健るの間と第 船四」、精付福が感に染る「原因を終れている」、第一年の は、 一年 第二年 一年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	可村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、1 可村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十まることとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給質付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項)東保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととさ欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととさ欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととさば、3の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給で関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する活動でである。「中項に規定する他の法令による給付の支給に関する法律第三十一条の工に規定する他の法令によるとされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法律による医療に関する法律第三十九条第の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「制員保険法第三十三条に規定する他の法律による医療に関する法律第三十九条第の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第四の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第四項形及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第四項形及び感染症の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四項)子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四個(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされて特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされて特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされて特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされて特定個(17、106の項)

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	a北町町民生活課 a北町保健介護課				
②所属長	町民生活課長 佐竹 誠 保健介護課長 伊野 清昭				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	鬼北町総務財政課 郵便番号:798-1395 住所:愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 電話番号:0895-45-1111				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					

鬼北町総務財政課 郵便番号: 798-1395 住所: 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 電話番号: 0895-45-1111

Ⅱ しきい値判断項目

連絡先

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人5	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成27年2月2日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成27年2月2日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる